基本設計業務共同企業体協定書

（目的）

1. 当基本設計業務共同企業体は、恩納村（以下「本村」という。）の【恩納村庁舎再エネ導入に伴う基本設計業務委託（「以下「当該業務」という。）】を共同連帯として営むことを目的とする。

（名称）

1. 当基本設計業務共同体は、〇〇業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

1. 当企業体は、事務所を〇〇村〇〇丁目〇番〇号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該業務の協定期間の

 満了後３カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該業務の受託者となることができなかったときは、当企業体は、前項

　の規定にかかわらず当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

　る。

（構成員の所在地及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所　 在　 地

商号又は名称

代 表 者

所　 在　 地

商号又は名称

代 表 者

※３者で構成する場合は、追加

（代表者の名称）

1. 当企業体は、〇〇〇〇〇を代表とする。

　（代表者の権限）

1. 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表してその

　　　権限を行うことを名義上明らかにした上で、恩納村と折衝する権限並びに

　　　当該業務に係る申請書の提出、管理運営に関する協定の締結、業務料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

1. 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当企業体の運営に関する基本かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任等）

1. 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２　当該業務の履行に係る各構成員の業務分担及び出資金並びに出資割合については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、恩納村及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

（取引金融期間）

第10条　当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第11条　当企業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算す

　るものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定書に基づく権利義務は、他に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第13条　構成員は、恩納村及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該業務設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、恩納村の承認がある場合に限り、残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

（構成員の除名）

第14条　当企業体は、構成員のうちいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な業務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び恩納村の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第15条　構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散をした場合は、第13条2項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第16条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、当企業体は解散するものとする。

（構成員の加入）

第17条　前2条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは適正な業務の確保が困難なときは、第13条第2項の規定にかかわらず、残存構成員全員及び恩納村の承認を得て、新たな構成員を当企業体に加入させることができる。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　上記の通り〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇

通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するとともに、1通を恩納村に提出するものとする。

　令和〇〇年〇〇月〇〇日

所　 在　 地

　　商号又は名称

 代　 表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　所　 在 　地

　　商号又は名称

　　代　 表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印